

令和5年度

仙台トク旅宿泊事業者募集要項兼参加規約

仙台トク旅事務局

令和5年9月14日更新

目次

1. 本規約について	2
2. キャンペーンの概要等について	2
3. 宿泊施設の参加要件について	3
4. 参加申請後の流れについて	3
5. 割引相当分について	4
6. 本申込に関する手続きについて	4
7. キャンペーンの実施記録について	5
8. 利用規約の改正	5
9. 問い合わせ先	5

1. 本規約について

「令和5年度仙台トク旅宿泊事業者募集要項兼参加規約」（以下「本規約」という。）は、仙台市が実施する宿泊促進キャンペーン「仙台トク旅」の対象となる宿泊施設の参加条件や参加登録後の対応事項等について定めております。

2. キャンペーンの概要等について

キャンペーンの概要

(1) 事業名称

「仙台トク旅」（以下「本キャンペーン」といいます。）

(2) 事業目的

本キャンペーンは、観光再生元年・アフターコロナにおける仙台市への誘客および宿泊需要並びに域内消費の喚起策として実施するもので、交流人口の回復・増加を図ることを目的としています。

(3) 事業内容

仙台市内の宿泊施設に宿泊する旅行者等に対して、宿泊代金の割引及び市内の加盟店で利用できる地域限定クーポンの発行を行い、参加事業者が行うそれぞれの業務に係る対象経費についてその相当分を支払うものです。

用語の定義

用語の定義は次のとおりです。

(1) 事業者：仙台市で事業を営む法人・個人事業主等をいいます。

(2) 申請者：本キャンペーンに参加申請した事業者をいいます。

(3) 加盟店：本キャンペーンへの参加申請後、登録によりクーポンでの商品・サービスの販売を行う仙台市の店舗等をいいます。

(4) 支払い対象事業：割引相当額の参加登録を行い、支払対象となる宿泊割引事業のことをいいます。

(5) 登録事業者：支払い対象事業を行う者をいいます。

(6) 事務局：本キャンペーンの業務を受託し、運営を行う者をいいます。

実施期間

本キャンペーンの開始や実施期間については、次の期間を想定しておりますが、今後の国や県の観光需要喚起策の動向等を鑑みて変更となる場合があります。

令和5年9月30日（土）チェックイン分から令和6年1月31日（水）チェックアウト分まで

宿泊割引・地域限定クーポン

(1) 宿泊割引

参加事業者が行った宿泊代金の割引に対し、次の割引額を上限として事務局から参加事業者へ支払います。

【利用対象者】：制限なし（国籍問わず、新型コロナウイルスのワクチン接種回数問わず）

【割引額】：宿泊者1名・1泊あたり宿泊代金総額の20%・上限3,000円

(2) 地域限定クーポン

宿泊者に対し、「regionPAY」アプリを活用し、仙台市のクーポン加盟店でのみ利用可能な地域限定クーポン「仙台トク旅クーポン」を発行します。

【クーポン名称】：「仙台トク旅クーポン」（以下「クーポン」といいます。）

【利用対象者】：本キャンペーンを利用した宿泊者

【付与額】：発行するクーポンの金額は宿泊者1名・1泊あたり2,000円

【有効期間】：チェックイン日からチェックアウト日の翌々日まで

※但し、令和6年1月31日（水）23時59分を最終期限とします。

(3) 連泊上限

上記（1）（2）共に同一の宿泊者が連続して宿泊する場合、割引対象の上限は7泊となります。

3. 宿泊施設の参加要件について

宿泊施設は次の要件に全て該当することが必要です。

(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、市内において同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業若しくは同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者であって市内において同条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 暴力団等との関係を有していないこと
- ② 申請者が個人の場合は、本市の市税を滞納していないこと（個人事業主として割引相当分の支払いを受けようとする場合は、個人の本市の市税及び事業主として納付すべき本市の市税を滞納していないこと）
- ③ 当該者が個人以外の場合は、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行っていること及び本市の市税を滞納していないこと

(2) 割引相当分の支払いを受けようとする者に納期限を過ぎても納付されない市税があった場合、近い将来において確実に未納額を納付する計画書の提出が確認できたときは、当該者は（1）②③の要件を満たすものとしなします。

※上記3.（1）②および③に定めた要件の確認は、申請者が仙台市税の滞納が無いことの証明の交付を受け、事務局あてに提出することで行います。新規開業者など、仙台市長への申告時期が未到来の場合は、別途事務局あてにご相談ください。参考 URL：『市税の滞納がないことの証明参加登録』

<https://www.city.sendai.jp/zese-kanri/download/bunyabetsu/shize/zeshome/shize.html>

4. 参加申請後の流れについて

- ① 宿泊施設の定員数をもとに、事務局より本キャンペーン前期の割引相当分の割当額を算出の上通知します。
- ② 宿泊施設は割引相当分の割当額をもとに事務局へ参加に係る本申込を行います。
- ③ 事務局から宿泊施設へ参加登録した旨と事業者用管理画面（regionPAY）のID・仮パスワードを通知いたします。
- ④ 本キャンペーンを開始します。

※本キャンペーンの詳細については、随時宿泊事業者向け特設 HP（以下の URL）を更新しますので、ご確認のうえご対応ください。

URL：<https://business.sendai-tokutabi.com>

5. 割引相当分について

支払いの対象となる経費

割引相当分の支払い対象となる経費は、登録事業者が仙台市内で運営する宿泊施設における宿泊料の割引に要する経費とします。

割引相当分の交付額と上限額

本キャンペーンでは実施期間を前期・後期に分け、宿泊施設ごとの割引相当分の割当および利用方法を以下の通りとします。

【前期】令和5年9月25日（月）15時以降の予約分から令和5年11月30日（木）予約分まで

※予算の一定割合を、宿泊施設の定員数に応じて配分します。

※各施設は配分された原資を使い切った時点で販売終了となり、使い切れなかった分は、後期の割引等の原資として前期終了後に回収します。

【後期】令和5年12月1日（金）予約分から令和6年1月30日（火）予約分まで

※予算の残額と前期未使用の回収分を合わせた額を原資として参加施設全体で共有します。

※全体の原資が無くなり次第、新規予約受付を終了します。

6. 本申込に関する手続きについて

参加登録の本申込

本キャンペーンの割引相当額について参加登録を希望する宿泊施設は、事務局から割引相当分の割当額の通知を受けたのち、以下の手順で本申込を行ってください。

- (1) 事務局よりメールにて通知する宿泊施設ごとの割当額をご確認ください。
- (2) 宿泊施設は、以下の本申込ページにアクセスし、必要情報を入力してください。

https://biz.campaign-management.jp/shop_mail/entry_158

- (3) 事務局において本申込内容の審査を行い、割引相当分の支払いが認められる事業者に対して審査結果を通知します。宿泊施設は、審査結果を確認し、案内に従い「regionPAY」にログインしてください。
(審査結果はお申込から数日後、申込ページで登録したメールアドレスに送付予定です。)

本申込に当たっての注意

- (1) お申込み内容に記載の誤りや不備がある場合、参加登録ができない場合や、仙台市および事務局から申請内容について確認の問い合わせができない場合がありますので、本申込の内容について、今一度確認する等各自ご注意願います。
- (2) 本申込の際に通知する金額は、本キャンペーンの前期（令和5年9月25日（月）15時以降の予約分から令和5年11月30日（木）予約分まで）における宿泊割引相当分の実績に基づき支払われる上限額を示すものであって、割当額全額が必ず支払われるものではありません。

申込内容の変更

- (1) 登録事業者は、参加登録内容について変更等を行うときは、別途案内するシステムマニュアル（特設ホーム

ページに掲載します。)を確認の上、システム上にて変更する必要があります。

- (2) 何らかの理由により対象経費が上限を超過する場合であっても、金額の増額は認められません。
- (3) 支払い対象事業等に要する経費の配分又は支払い対象事業等の内容の変更や中止、若しくは廃止をするときは、事務局に申請し、その承認を受けてください。但し、事務局が軽微な変更と判断した場合は、申請は不要とします。
- (4) 軽微な変更とは、支払い対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲に限る。）で、割引相当分支払いの額に変更を生じないものとします。

7. 本キャンペーンの実施記録について

実績の確認

登録事業者が運営する宿泊施設は、本キャンペーン期間中、事業者および事務局の双方で「regionPAY」の管理画面上で宿泊数や割当額の消化額といった実績をリアルタイムで同一の情報を確認することができます。その為事業者から事務局に対する書面等による実績報告は不要となります。

割引相当分の支払い

割引相当分の支払いについては、業務マニュアル（特設ホームページに掲載します）に記載のスケジュール（1ヶ月に1回）を目安に、本申込の際に登録した口座への振込を実施します。また、「regionPAY」の実績を元に支払いを行うため、請求手続きは不要です。なお、決済手数料、換金等の手数料等は発生いたしません。

8. 利用規約の改正

- (1) 事務局は、本規約の変更が、登録事業者の一般の利益に適合し、又は、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本利用規約を改正することができるものとします。
- (2) 事務局は、本規約の改正を行おうとするときは、緊急の場合を除き、改正の効力発生日の7日前までに特設ホームページ（<https://business.sendai-tokutabi.com/>）において本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し公表するものとします。
- (3) 本規約の改正後に、登録事業者が本キャンペーンに継続して参加する場合、登録事業者は改正後の規約に同意したものとみなされます。

9. 問い合わせ先

仙台トク旅事務局 宿泊施設向けコールセンター ※令和5年9月1日（金）に開設予定です。

電話番号：050-5530-8895

受付時間：9時～17時30分（土日祝・年末年始休み）